



よつば会だより

2019 年 4 月号

発行:NPO 法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2 丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

4月、新年度を迎えるときです。新年を迎えるときとは趣は異なるものの、新入生、新入社員と新たな生活に飛び込む人も多く、希望に胸が高まるときです。そして、新たな元号が日本国民に様々な新たな思いを抱かせることでしょう。この年度が、希望が実現し、実りある1年となることを願います。



～西川浩司さんを招いて～ 講演会を開催しました



1月のよつば会家族教室で、社会福祉法人尾道のぞみ会ソーシャルワーカーの西川浩司さんに、「親なき後に備える」をテーマに講演をしてもらいました。その内容の一部を紹介します。

1. 尾道こころサポート事業

尾道市では「尾道こころサポート事業」を平成30年度から展開しています。この事業は、精神障害を抱える人で、未受診の人、医療を中断している人、頻回入院の人などに対して、チームを組んで家庭を訪問して相談にのるというアウトリーチの形を含めた支援です。尾道市の健康推進課が推進しています。西川さんが講演に際して作成した資料に、「実践から見えてきたもの」という記載があります。いくつか取り上げてみます。

- ・相談支援内容は、各関係機関からの電話相談が一番多く、次いで訪問相談。
- ・障害状態像は、統合失調症が一番多く、その後、アルコールの課題がある人。
- ・保健師等がこれまで単独で抱え行き詰っていたケース、他の専門職の多方面のアプローチにより解決の糸口が見えてきたケースあり。
- ・医療中断や危機介入時の対応を予め当事者や家族と事前に作成・確認することで防ぐことができる。



2. 親なき後に関して

講演に先立って、よつば会から幾つかの質問を西川さんに提示し、話してもらうことをお願いしました。質問は「成年後見制度を利用したいが手続きができそうにない」、「金銭的に生活が難しくなったときに相談できる場所」、「障害福祉サービスの利用を受け入れることができない人への支援」、「家庭を訪問して親・障害当事者の相談に乗ってくれるところがあるか」などです。これらの質問にも西川さんは丁寧に話してくれました。話の内容は紙面の都合でここには掲載できませんが、回答内容を知りたい方がおられましたら、よつば会家族教室に参加いただくか、または、[サロンよつば](#)においでください。



精神障害者の通院 広島県が助成



3月1日の中国新聞に、「精神障害者の通院 広島県が助成検討」という見出しの記事が掲載されました。県議会予算特別委員会の総括審査で湯崎知事が「精神障害者には症状が重症化して治療が長期になり生活が困窮している人も多い。県の助成制度の検討を進める」と答弁したとのこと。記事では、県は全国の事例を詳しく分析し、制度の詳細設計を進める考えで、県障害者支援課は「障害の程度や所得の状況など、対象となる精神障害者の条件を具体的に決めていく」とあり、助成の実現は2020年度以降ということ。県議会での知事の答弁です。助成の実現が十分に期待できるでしょう。

3月の活動報告

- 23日 当事者との交流会（尾道ふれあいの里）
- 28日 広家連理事会（府中町）
- 30日 よつば会家族教室（市民センターむかいしま）

4月の活動予定

- 14日(日) 当事者との交流会（サロンよつば）
- 24日(水) 家族の SST（市民センターむかいしま）





当事者・家族も薬物の知識を ~その3~

よつば会だより2月号で、「ガイド」には「抗精神病薬の併用治療を行わないことが望ましい」と書いてあることを紹介しました。また、3月号でも「こころの元気プラス」誌の「ガイド」の解説に、「抗精神病薬と向精神薬の併用治療よりも、向精神薬の単剤治療をお勧めします」と書いてあったとも紹介しました。その後サロンよつばに入入りしている統合失調者5名に、薬局が渡してくれる薬の説明書を見せてもらいました。薬局の説明書では薬の名前、飲み方、薬の働きと注意事項が記載されていますが、抗精神病薬であるとか向精神薬であるなどの記入はありません。そこで、「ガイド」で確かめていきました。すると5名とも抗精神病薬が2種類、向精神薬は1~2種類でした。サロンよつばに入入りしている当事者は、病気の状態がかなり安定している人たちで、副作用もほとんど出ていない状況です。それでも医師からは抗精神病薬を2種類処方されているということです。この5名の状況から、抗精神病薬2種類の投与が多く行われているのではないかと考えられます。



「ガイド」に「維持期(病気がかなり安定している時期)統合失調症において、抗精神病薬の減量は有効か?」という質問に対して「維持期の統合失調症における抗精神病薬の減量が有用か否かは、現時点では結論付けることはできません。減量するかどうかは個々の患者さんの精神症状を含む状態や副作用に応じて行われることが望ましいです」と答えています。



この答えは、冒頭に示した「抗精神病薬の併用治療を行わないことが望ましい」ことや「抗精神病薬と向精神薬の併用治療よりも、抗精神病薬の単剤治療をお勧めします」ということと相反しているようにも思えます。しかし、ここで考えなければならないことは、薬の減量のむづかしさです。かなり古い話になりますが、平成26年2月号のよつば会だよりに、次のような記事を書いています。当時の新聞に掲載された、統合失調者への抗精神病薬の多量投与を問題視する記事をもとに書いたものです。

「昨年10月、厚生労働省研究班は薬を上手に減らすための手順を定めた指針をつくりました。薬の多量投与を明確に問題視してきたということでしょう。しかし、薬を減らすことには細心の注意が必要です。多くの薬を飲んでいて、どの薬が効いているのかわからなくなります。また、薬の種類や量を急に減らすと、症状の悪化をもたらす恐れがあります。減薬の原則は少しずつ薬の量を減らしながら、最も効いている薬を探り、最終的には1種類、場合によっては2種類に絞っていくやりかたです。だが、これまでは医師が手探りで進めている状況であり、このたび厚労省研究班が指針をまとめました。研究班は『薬が多いと感じている人は、いきなり主治医に減らしてほしいと訴えるのではなく、まずはどんな症状が辛いかを相談してほしい』と、減薬は慎重にと話しています」

厚労省の指針にあるように、薬の減量は少しずつですから、抗精神病薬が2種類以下で調子の安定



時間をかけて慎重に行っていく必要があります。が続いているときには、あえて減量を求めなく

てもいいのではないかと思います。それとは別にやっておいてほしいことがあります。薬局で出している薬の説明書をきっちりと保存しておくことです。保存しておく、いつ薬が増えたか、また、減ったかなどの記録になります。そして、体調の変化が感じられたときに、薬の変更によるものかどうかを判断する材料になるでしょう。薬を増減したり、薬を変えたりしたことで体調の変化が出てくるのは、かなりの日数が経った頃です。特に副作用は数ヶ月から数年たってから出てくることもあります。ですから、説明書の保存は今後先々まで続けるといいでしょう。また、災害時の特例ですが、病院に行くことができなくなり、薬が処方してもらえなくなったときに、薬の説明書、または、お薬手帳を近くの薬局に持っていき、薬を出してもらえらるということです。(N.T)